

羽村市内部統制取組方針

近年、地方自治体の行政事務における法令遵守に対し、市民等から厳しい目が向けられるとともに、より正確かつ適正な事務執行が求められています。

こうした社会的要請に応えつつ、引き続き、質の高い行政サービスを提供するには、財務事務を中心に更なる適正な事務執行を確保するとともに、自律的で持続可能な自治体経営を推進する必要があるため、羽村市では、内部統制機能の充実及び運用に関する「内部統制取組方針」を定めます。

今後は、この取組方針に則った適切なリスク管理を行い、これまで以上に事務の正確かつ適正な執行を確保することで、市民に信頼される市政の実現を目指します。

1 目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務事業の業務プロセスやルールを常に検証し、見直すことで、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めます。

(2) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人一人が、業務に関わる根拠となる法令等を理解することで、組織として法令等を遵守した業務の執行に努めます。

(3) 財務報告等の信頼性の確保

財務事務の信頼性を確保するため、会計事務等の業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、適切な事務の遂行を行います。

(4) 資産の保全

市が保有する資産を把握し、適切な活用及び処分等を行います。

2 評価対象範囲

市長部局、教育委員会事務局、その他の行政委員会事務局等において、それぞれの部署が所管している事務について、評価の対象とします。

3 内部統制の有効性の確保

(1) 監査委員との連携

監査委員との情報共有・意見交換等を行い、効果的な運用に努めます。

(2) 内部統制の見直し

内部統制の整備・運用に係る評価結果等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び具体的な取組の見直しを行います。

令和6年2月26日 羽村市